
參考資料

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会委員名簿

（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備 考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	小泉 隆一郎	
	(福) 泉心会	理事長	
3	本会副会長	桐生 行雄	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	鈴木 立也	
	横須賀市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者（施設運営に知見を有する者）	鶴飼 一晴	
	(福) 唐池学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者（当事者活動に知見を有する者）	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者（権利擁護に知見を有する者）	内嶋 順一	
	神奈川県弁護士会	弁護士	
8	その他会長が委嘱する者（精神保健福祉に知見を有する者）	戸高 洋充	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	会長	
9	その他会長が委嘱する者（福祉経営に知見を有する者）	薄井 照人	
	(株) 川原経営総合センター	常務取締役	
10	その他会長が委嘱する者（学識経験者）	臼井 正樹	○
	県立保健福祉大学	名誉教授	

令和3年度「社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」の実施について

1 目的

多様化・複雑化する福祉課題について、現場における現状や課題を把握し、具体的な活動内容、課題解決に向けた提案・提言につなげる。

2 内容

令和2年度は、コロナ禍の影響も大きく、急激な社会情勢の変化がありました。福祉課題もより一層複雑化しており、各主体の取り組みにおいても、新たな課題や現状に合わせた取り組み方の模索が進んでいます。

令和3年度の調査では、こうした背景を踏まえ、大きく2つのことを伺います。

ひとつは、現状の課題の共有・提起につなげる為、各主体が直面している状況やその解決に向けた動き等についての調査です。貴団体にて「目指す福祉」を基に、設問にお答えください。お寄せいただいた提言・意見等から、政策提言委員会として、これからの神奈川の福祉のあり方について議論できればと考えています。

そして、もうひとつは、現在抱えている課題に関して制度・施策に求めることについて、また、コロナ禍等の非常事態時における取り組み等の状況について伺います。

ご提出いただいた課題把握調査の結果から、県内の福祉分野が抱える課題についてまとめ、提言にまとめていく際の基礎資料とさせていただきます。

3 調査設問

別添調査票のとおり

4 調査対象

- (1) 政策提言委員会委員
- (2) 経営者部会
- (3) 施設部会 (10 協議会)
- (4) 市町村社協部会
- (5) 民生委員児童委員部会
- (6) 第2種・第3種正会員連絡会会員
- (7) 本会各部所

5 調査期日

令和3年3月26日(金)

別紙調査票をご記入のうえ、電子メールまたはFAXにて提出

※調査票の電子ファイルは本会ホームページ中「社会福祉制度・施策への提言」ページに掲載(「トップページ」(<http://www.knsyk.jp>)
→「神奈川県社協について」→「社会福祉制度・施策に関する提言」(http://www.knsyk.jp/s/global_syakyou/seisakuteigen.html))

令和3年度社会福祉制度施策に関する課題把握調査 調査票

部会・協議会・団体等名: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○「目指す福祉」について

- Q1 家族機能の変化等により、社会は大きく変化しており、地域住民が直面する福祉課題はより複雑化してきています。令和3年4月施行の改正社会福祉法では「重層的支援体制整備事業」が設けられる等、地域共生社会の実現に向けた取り組みがより一層重要なものとなっています。こうした中、貴団体にて掲げている目標や理念、重点的に取り組もうとしていること等、目指す福祉のあり方をご記入ください。

○取り組みの現状について

- Q2 Q1に関する取り組みでの、現状について。

- (1) 既に行っている取り組みや事業等がありますか。

- (2) 取り組みを進める中で課題となっていること等がありますか。

- Q3 Q1に関する事で、これから取り組もうと考えていること、現在検討している活動や事業等がありますか。

○今後への課題について

- Q4 Q2-(2)の課題解決や、Q3での取り組みで、必要としていること等について。

- (1) 連携や協力を希望する団体等がありますか。

- (2) 県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対して期待する役割等がありますか。

令和3年度社会福祉制度施策に関する課題把握調査 調査票

部会・協議会・団体等名： ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○抱えている課題の解決に向けた要望

Q1 現状にある課題の解決等、活動や事業を進めるにあたって

(1) 制度・施策に求めることはありますか。

(2) 行政や市町村社協をはじめとした関係機関等、連携や協力を求めたいところがありますか。

(3) 県社協に求めることや期待する役割等がありますか。

○コロナ禍における変化について

Q2 感染症対策やコロナ関係の対応で、取り組んだことなどあればご記入ください

Q3 事業・活動を通して、コロナ禍で特に影響のあったことや変化等について

(1) リモートワークをはじめとするICT化の取り組みやコロナ禍を踏まえた事業・活動への工夫等、平時と変えたところはありますか。

(2) 上記の取り組みを進めるにあたって課題に感じたことはありますか。

○非常時における課題について

Q4 コロナ禍の関係や災害などの非常時における課題について

(1) 平時から備えていること等がありますか。

(2) 非常事態下で想定される課題や、不安に感じること等がありますか。